解体業の許可申請手続き

１　書類の提出先

　　高松市環境局廃棄物指導課

　　〒７６０－００８０　高松市木太町２２８２－１

℡　０８７－８３９－２３８０

２　書類の提出部数

　　１部

３　申請手数料

　　新規　７８，０００円

更新　７０，０００円

　　　手数料は現金で納めてください。

４　必要な提出書類

(１)　共通

　　　①　解体業（許可・許可の更新）申請書（様式第五（第五十五条関係））

　　　②　申請者が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第６２条第１項第２号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

　　　③　その他添付書類（下記添付書類について参照）

ア　解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

イ　申請者が施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

ウ　事業計画書及び収支見積書

　(２)　申請者が個人である場合

　　　①　住民票（本籍地記載のもの）の写し

　　　②　精神の機能障害により当該業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを確認するために必要と認められる書類（登記されていないことの証明書等をいう。以下同じ。）

　(３)　申請者が法人である場合

　　　①　定款（又は寄附行為）

②　法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

　　　③　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問等を含む。）の住民票（本籍地記載のもの）の写し及び登記されていないことの証明書等

　　　④　発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次の書類

　　　　ア　当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類

　　　　イ　これらの者が個人である場合には住民票（本籍地記載のもの）の写し及び登記されていないことの証明書等、法人である場合には法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(４)　次に示す使用人があるときは、その者の住民票（本籍地記載のもの）の写し及び登記されていないことの証明書等

ア　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事業所）の代表者

イ　解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置く事業所等の代表者

(５)　申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票（本籍地記載のもの）の写し及び登記されていないことの証明書等

（注意）次の場合には、その許可証の提出により、上記提出書類のうち登記されていないことの証明書等に代えることができます。

①　他の都道府県等で、自動車リサイクル法の解体業、破砕業の許可を受けている場合。

②　香川県、高松市、その他の都道府県等で、産業廃棄物処理業の許可（平成１２年１０月１日以降に受けた許可で、許可を受けた日から起算して５年を経過しないもの（廃棄物処理法施行規則第９条の２第３項又は第１０条の４第３項の規定により、別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合。

添付書類について

１　解体業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等

(１)　事業所の施設の概要書（様式第２－１号）

(２)　事業所の位置に関する図面

　　　①　事業所の位置図

　　　　・周辺の建物の状況等がわかる住宅地図等に朱書きで事業所の位置を明示してください。

　　　　・複数の事業所がある場合には、それぞれ作成してください。

　　　②　事業所内での配置図

　　　　・事業所内での、施設、設備、事務所等の配置を明示する図面を作成してください。

　(３)　事業所での処理施設の構造及び設備に関する次の図面

　　　①　処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図

　　　②　保管施設の平面図、立面図、構造図及び保管施設の面積と容積の計算書

　　　③　公害防止施設（設備）の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図

　　　　・必ずしも正式図面でなく、手書きによりサイズ、形状、材質等を明示した程度の図面と写真の添付でもかまいません。

　　　　・　同一図面に複数の内容を明示してもかまいません。

　　　　・　公害防止施設（設備）については、雨水排除・油水分離に係る設計計算書、必要に応じて騒音対策等を記載したものを添付してください。

　　④　保管施設の囲い、表示板等の構造図、詳細図

２　施設の所有権（又は使用権原）を証明する書類

　　・所有権：土地又は建物の登記簿謄本、土地の公図　等

　　・使用権原：土地又は建物の賃貸借契約書　等

３　事業計画書及び収支見積書（様式第３－１号）

(１)　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

　　　　・引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載してください。

　　　　・有用物回収品目、発生廃棄物について記載してください。

　　　　・各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付してください。

　(２)　使用済自動車等の引取実績及び計画

　(３)　解体実績

　(４)　解体能力

　(５)　保管の状況

　(６)　年間収支見積書

様式第五（第五十五条関係）

許　　　可

許可の更新

解体業　　　　　　申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※許可番号 |  |
| ※許可年月日 |  |

　　 　　　　　年　　月　　日

高松市長　　殿

　　（郵便番号）

　　住　　所

　　氏　　名

　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の名称及び所在地 | | | | |
|  | 名　称 |  | | |
| 所在地 | （郵便番号）  　　電話番号 | | |
| 事業の用に供する施設の概要 | | |  | |
| 他に解体業又は破砕業の許可  （他の都道府県のものを含む  。）を有している場合にあっ  ては、その許可番号（申請中  の場合にあっては、申請年月  日） | | | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合に  あっては、申請年月日） |
|  |  |
| 他に廃棄物処理法に基づく産  業廃棄物処理業の許可（他の  都道府県のものを含む。）を  有している場合にあっては、  その許可番号（申請中の場合  にあっては、申請年月日） | | | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合に  あっては、申請年月日） |
|  |  |
| 解体業を行おうとする事業所  以外の場所で使用済自動車又  は解体自動車の積替え又は保  管を行う場合には、当該場所  の所在地、面積及び保管量の  上限 | | |  | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | | | |  |
|  | 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） | | | | |  |
|  | （ふりがな）  氏　　　名 | | 役職名 | 住　　　　所 |
|  | |  |  |
| 令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること｡) | | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　　名 | | 役職名 | 住　　　　所 |
|  | |  |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。） | | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　　名 | | 住　　　　所 | |
|  | |  | |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | | |
|  | 名　称 |  | | |
| （ふりがな）  代表者  の氏名 |  | | |
| 住　所 | （郵便番号）  　　　　　　　　　電話番号 | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） | | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　所 | |
|  |  |  | |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） | | | | |
|  | （ふりがな）  氏名又は名称 | 住　　　　所 | | 保有する株式の数  又は出資の金額 |
|  |  | |  |
| 標準作業書の記載事項 | | | | |
|  | 使用済自動車及び解体自動  車の保管の方法 |  | | |
| 廃油及び廃液の回収、事業  所からの流出の防止及び保  管の方法 |  | | |
| 使用済自動車又は解体自動  車の解体の方法（指定回収  物品及び鉛蓄電池等の回収  の方法を含む。） |  | | |
| 油水分離装置及びためます  等の管理の方法（これらを  設置する場合に限る。） |  | | |
| 使用済自動車又は解体自動  車の解体に伴って生じる廃  棄物（解体自動車及び指定  回収物品を除く。）の処理  の方法 |  | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 使用済自動車又は解体自動  車から分離した部品、材料  その他の有用なものの保管  の方法 |  |
| 使用済自動車及び解体自動  車の運搬の方法 |  |
| 解体業の用に供する施設の  保守点検の方法 |  |
| 火災予防上の措置 |  |
| △手数料欄 | | |

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。

２　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

６　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２－１号

事業所の施設の概要書（解体施設）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の名称・所在地 | | | | |  | | | | | | |
| 処　　理　　施　　設　　の　　概　　要 | 作業設備の項目 | | | |  | | | | | | |
| 施設の構造及び  設備の概要 | | | |  | | | | | | |
| 廃油・廃液等の地下浸透防止対策 | | | |  | | | | | | |
| 廃油・汚染雨水等の外部流出防止対策 | | | |  | | | | | | |
| 廃棄物処理基準に基づく生活環境の保全上支障防止対策（飛散・流出、悪臭・騒音・振動、衛生害虫、地下浸透、地下水汚染等の防止対策） | | | |  | | | | | | |
| 処理前後の保管施設 | 保管の対象物 | | | | 使用済自動車 | | | | 解体自動車 | | |
| 保管施設の面積(㎡) | | | |  | | | |  | | |
| 保管量の上限(㎥) | | | |  | | | |  | | |
| 保管の高さ(ｍ) | | | |  | | | |  | | |
| 設備の概要（囲い、門扉の構造） | | | |  | | | |  | | |
| 取外部品・廃棄物の保管 | | 保管の対象物 | | |  | | |  |  |  | |
| 保管施設の面積(㎡) | | |  | | |  |  |  | |
| 保管量の上限(㎥) | | |  | | |  |  |  | |
| 保管の高さ(ｍ) | | |  | | |  |  |  | |
| 設備の概要（囲い、門扉の構造） | | |  | | |  |  |  | |
| 土地の概要 | | 字名 | 地番 | 面積 | | 地目 | 土地所有者の氏名及び住所 | | | | 使用権 |
|  |  |  | |  |  | | | |  |
|  |  |  | |  |  | | | |  |
|  |  |  | |  |  | | | |  |

様式第３－１号

事業計画書及び収支見積書（解体業）

年　　月　　日現在作成

１－１　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | |
| 業務時間 | ：　　～　　： | 従業員数 | 人 | 休業日 |  |

　＊引取から引渡までの流れを説明する内容を記載すること。

　　有用物回収品目、発生廃棄物についても記載すること。

　　各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付すること。

１－２　使用済自動車等の引取実績及び計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | 年度実績  （３年前） | 年度実績  （２年前） | 年度実績  （１年前） | 許可取得後の  年間計画 |
| 引取台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 |  |  |  |  |

１－３　解体実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　　　度 | 年度実績  （３年前） | 年度実績  （２年前） | 年度実績  （１年前） |
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼動日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台／日 | 台／日 | 台／日 |

１－４　解体能力

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １日当処理能力 | 稼動予定日数 | 年間処理能力 |
| 台／日 | 日 | 台 |

１－５　保管の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使　用　済　自　動　車 | | 解　体　自　動　車 | |
| 保管量の上限 | 台  （　　　　　台） | 保管量の上限 | 台  （　　　　　台） |
| 現在保管量 | 台  （　　　　　台） | 現在保管量 | 台  （　　　　　台） |

＊　事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（　）内に記入すること

１－６　年間収支見積書

年　　月　　日現在作成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | | 前年度（　　年）  （決算月（　月）） | | 今年度の見込み  （決算月（　月）） | |
| 年度  (千円) | (１台当)  (円) | 年度  (千円) | (１台当)  (円) |
| 売上高（全体） | | ｱ（総売上収入） |  |  |  |  |
| 売上原価 | | ｲ（使用済自動車等購入費） |  |  |  |  |
| その他の経費 | | ｳ |  |  |  |  |
|  | うち廃棄物処理委託費 | ｴ |  |  |  |  |
| 営業利益 | | ｵ=ｱｰｲｰｳ |  |  |  |  |
| 営業外損益 | | ｶ（主に支払利息（注）） |  |  |  |  |
| 経常利益 | | ｷ=ｵ+ｶ |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間引取台数 | | |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間処理台数 | | |  |  |  |  |

（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 前年度末 | 現　在 |
| 負債総額（年度末残高）　　　　　　　　　　　（千円） |  |  |

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

　　　２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

高松市長　殿

　　申請者が下記の欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

申請者　　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者名）

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第６２条第１項第２号イからヌに  規定する欠格要件  イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ハ　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ニ　第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  へ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）  ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員も含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの  チ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの  ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの |